

# 千葉県 の 監査

- 平成 2 5 年度版 -

千葉県 監査 委員

この冊子は、定期監査・決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査については平成25年度会計を対象とした監査等の結果を、財政的援助団体等監査については平成24年度会計を対象とした監査の結果を、その他の監査についてはおおむね平成25年度に行った監査等の結果を中心に作成しました。

# 千葉県監査 - 平成 25 年度 - 目次

## 第 1 監査等の概要

1 監査等の基本方針	1
2 監査等の対象	1

## 第 2 監査等の結果

定期監査	4
行政監査	19
財政的援助団体等監査	20
例月出納検査	23
決算審査	24
基金運用状況審査	36
健全化判断比率等審査	37
住民監査請求	40
外部監査	41

## 【資料】

1 監査委員	42
2 平成 25 年度監査計画	43

(計画期間：25年9月～26年8月)

# 第1 監査等の概要

## 1 監査等の基本方針

現下の厳しい財政状況を勘案し、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を上げているかなど、より一層、県民の立場・視点に立った監査を実施方針に基づき実施する。

実施に当たっては、外部監査の結果に留意し、合規性、正確性の視点はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点から積極的に検証を行う。

また、監査結果等の情報を県民に速やか、かつ、分かりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

## 2 監査等の対象

平成25年度監査計画に基づき監査委員が実施した監査等は次のとおりである。

区分	内 容	監査対象機関等
定期監査	平成25年度の会計において、県の財務に関する事務その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、及び経営に係る事業管理が合理的かつ効率的に行われているかについて監査した。	県の本庁、出先機関(各種委員会等を含む)の全て、483機関
行政監査	平成25年度は、「イベントの実施状況について」をテーマに実施した。	平成24年度決算において、10万円以上の県費の支出があったイベント208件のうち30件
財政的援助団体等監査	県が財政的援助、出資若しくは支払保証を与えている団体及び県が受益権を有する不動産信託の受託者又は公の施設に係る指定管理者に対し、平成24年度の会計において当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。	県の出資率が25%以上かつ事業規模1千万円以上の出資団体、県の補助金が3億円以上の私立高等学校、県の補助金が5千万円以上の団体及び指定管理料が5千万円以上の指定管理者、97団体のうち39団体
例月出納検査	毎月の収入又は支出が適正かつ円滑に行われているかを中核とし、現金の出納の状況について総括的に検査した。	普通会計、公営企業会計、基金における現金の出納
決算審査	平成25年度の会計に係る決算書その他関係諸表に基づく計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、経営活動は経済性を発揮しているかについて審査した。	普通会計決算、公営企業会計決算

区分	内 容	監査対象機関等
基金運用 状況審査	特定目的のために定額の資金を運用するために設けた基金について、その運用が適正に行われているかを審査した。	土地開発基金、美術品等取得基金
健全化判断 比率等 審査	平成25年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、算定が適正に行われているかについて審査した。	普通会計決算、公営企業会計決算
住民監査 請求	知事等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとして、住民から監査を求められたものについて監査を行なった。	請求件数： 4件 (うち監査実施件数 : 2件)

### 【注】 監査等の結果の処理

監査等(住民監査請求に基づく監査を除く。以下同じ。)の結果は、次の区分及び基準に従い処理を行っている。

#### (1) 区分

##### ア 監査

(ア) 指摘事項

(イ) 注意事項

(ウ) 指導事項

##### イ 検査

(ア) 指摘事項

(イ) 注意事項

##### ウ 審査

(ア) 改善すべき事項

(イ) 留意すべき事項

#### (2) 基準

##### ア 指摘事項

(ア) 法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合

(イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合

(ウ) 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合

##### イ 注意事項

(ア) 法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合

(イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合

(ウ) 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合

##### ウ 指導事項

(ア) 事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合

(イ) 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

工 改善すべき事項

指摘事項に準ずる。

才 留意すべき事項

注意事項に準ずる。

## 第2 監査等の結果

### 定期監査

#### 1 監査の実施状況

(1) 平成25年度の県における事務や事業の執行全般を対象として、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点から監査を実施した。

また、監査を効果的に実施するため、平成25年度は、普通会計及び公営企業会計ともに、重点監査事項に重点を置いて実施した。

#### ア 重点監査事項

(ア) 適正な経理処理の徹底について

a 普通会計

- ・収入未済について
- ・契約事務等について
- ・公共事業・工事の執行について

b 公営企業会計

- ・契約事務等について
- ・工事の執行について

(イ) 内部けん制体制について

(2) 監査の実施時期

平成25年9月から平成26年8月

(3) 監査対象は平成25年度の会計に係る事務・事業とし、監査対象機関は、平成25年4月1日現在の483機関の全てとした。

区分	監査計画数	監査実施機関数		
		実地監査	書面監査	計
普通会計	本庁	102	102	102
	出先機関	340	160	340
	計	442	262	442
公営企業会計	本庁	15	15	15
	出先機関	26	21	26
	計	41	36	41
合計	本庁	117	117	117
	出先機関	366	179	366
	計	483	296	483

## 2 指摘事項等の概要

### (1) 件数

区分		監査実施数	指摘等の件数			
			指摘事項	注意事項	指導事項	意見
普通会計	本庁	102	2	24	62	1
	出先機関	340	10	57	210	0
	計	442	12	81	272	1
公営企業会計	本庁	15	0	1	1	1
	出先機関	26	2	3	12	7
	計	41	2	4	13	8
合計	本庁	117	2	25	63	2
	出先機関	366	12	60	222	7
	計	483	14	85	285	9

### (2) 主な事項

#### ア 指摘事項

##### (ア) 普通会計 12件

##### a 調定の遅延(調定の欠落を含む)・・・4件

- ・調定の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・3件(君津土木事務所、銚子土木事務所、葛南土木事務所)
- ・調定の欠落について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件(安房健康福祉センター)

##### b 収入未済について、解消及び適正な債権管理を求めたもの・・・3件(中央児童相談所、柏児童相談所、健康福祉部児童家庭課)

##### c 規定にない現金等・・・3件

- ・規定にない現金等の発見について、再発防止を求めたもの・・・2件(海匝地域振興事務所、下総高等学校)
- ・原資が不明な現金等の支出について、再発防止を求めたもの・・・1件(安房農業事務所)

##### d 県立障害児入所施設における死亡事故の発生について、再発防止を求めたもの・・・1件(健康福祉部障害福祉課)

##### e 予算令達前の契約事務手続について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件(葛南土木事務所)

##### (イ) 公営企業会計 2件

##### a 法令遵守と違反等の再発防止を求めたもの・・・1件(水道局千葉水道事務所)

##### b 調定の欠落について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件(病院局がんセンター)

#### イ 注意事項

##### (ア) 普通会計 81件

- a 収入未済の解消を求めたもの・・・17件(東上総児童相談所、山武農業事務所、香取農業事務所、南部林業事務所、山武土木事務所、健康福祉部児童家庭課、環境生活部資源循環推進課、



環境生活部廃棄物指導課、商工労働部経営支援課、農林水産部団体指導課、農林水産部安全農業推進課、県土整備部都市整備局住宅課、教育庁企画管理部財務施設課、市川児童相談所、富浦学園、海匠農業事務所、印旛農業事務所)

- b 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・16件(消防学校、生実学校、南房総教育事務所、船橋豊富高等学校、市川警察署、匝瑳警察署、東上総教育事務所、防災危機管理部防災政策課、健康福祉部障害福祉課、教育庁教育振興部教職員課、労働委員会事務局、夷隅地域振興事務所、海匠農業事務所、水産総合研究センター、君津土木事務所、印旛土木事務所)
- c 支出負担行為の時期について、適正な事務手続を求めたもの・9件(柏土木事務所、柏区画整理事務所、総務部学事課、健康福祉部疾病対策課、健康福祉部障害福祉課、商工労働部産業人材課、成田土木事務所、葛南土木事務所、流山区画整理事務所)
- d 個人情報の紛失について、再発防止を求めたもの・7件(松尾高等学校、大網高等学校、茂原樟陽高等学校、市原特別支援学校、健康福祉部医療整備課、健康福祉部薬務課、習志野健康福祉センター)
- e 結核患者の入院勧告等の事務処理について、適正な事務手続を求めたもの・6件(安房健康福祉センター、香取健康福祉センター、市原健康福祉センター、市川健康福祉センター、印旛健康福祉センター、習志野健康福祉センター)
- f 行政財産の目的外使用について、適正な事務手続を求めたもの・4件(美術館、健康福祉部障害福祉課、海匠土木事務所、真間川改修事務所)
- g 事務事業の執行について、適正な事務手続を求めたもの・4件(健康福祉部障害福祉課、県土整備部道路環境課、県土整備部港湾課、千葉土木事務所)
- h 調定の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・3件(柏土木事務所、千葉土木事務所、東葛飾土木事務所)
- l 公印の紛失について、再発防止を求めたもの・2件(船橋東警察署、君津警察署)
- J 不経済な支出について、改善を求めたもの・2件(総務部税務課、自動車税事務所)
- k その他・11件

(松戸健康福祉センター、夷隅土木事務所、茂原樟陽高等学校、行徳高等学校、千葉西警察署、山武土木事務所、柏区画整理事務所、健康福祉部医療整備課、安房地域振興事務所、習志野健康福祉センター、農林総合研究センター)

(イ) 公営企業会計 4件

- a 未収金について、適切な処理を求めたもの・2件(救急医療センター、循環器病センター)
- b 土地等貸付料の減免に対し、適正な対応を求めたもの・1件(企業庁管理・工業用水部財務課)
- c 調定の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・1件(水道局施設整備センター)

ウ 意見

(ア) 普通会計 1件

- a 多くの県立学校で見られた契約事務の誤りについて、主務課としての適切な指導を求めたもの・1件(教育庁企画管理部財務施設課)

(イ) 公営企業会計 8件

- a 資産の管理について、適正な処理を求めたもの・6件(病院局経営管理課、がんセンター、救急医療センター、精神科医療センター、循環器病センター、佐原病院)
- b 委託契約の入札事務に係るもの・1件(企業庁臨海管理事務所)
- c 医療体制・資産管理に係るもの・1件(東金病院)

3 指摘事項・注意事項・意見

(1) 指摘事項

ア 普通会計 12件

	機 関 名	事 項
1	安房健康福祉センター	生活保護法第63条の規定による平成23年1月から平成24年5月までの生活保護費弁償金(336,368円)の調定が欠落していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
2	海匠地域振興事務所	帰属が不明の規定にない現金等(30,440円分)が発見された。今後は、このような事態を二度と発生させないよう、現金等の適正な管理を徹底し、再発防止に努めること。
3	中央児童相談所	民生費負担金(児童措置費負担金)については、主務課との共同による滞納処分を行っているものの、平成25年12月末現在で30,350,642円と多額の収入未済が認められ、前年度と比較して増加している状況にある。収入未済の早期解消には主務課のより積極的な対応が望まれるところであり、主務課との連携強化を図り効果的な対策に取り組むなど、徴収対策に万全を期すこと。なお、本事項は、前回定期監査の注意事項に対する改善の効果が十分には認められないため、指摘事項とするものである。
4	柏児童相談所	民生費負担金(児童措置費負担金)については、主務課との共同による滞納処分を行っているものの、平成25年12月末現在で24,868,470円と多額の収入未済が認められ、前年度と比較して増加している状況にある。収入未済の早期解消には主務課のより積極的な対応が望まれるところであり、主務課との連携強化を図り効果的な対策に取り組むなど、徴収対策に万全を期すこと。なお、本事項は、前回定期監査の指摘事項に対する改善の効果が十分には認められないため、引き続き指摘事項とするものである。

5	下総高等学校	<p>原資が不明な現金等(預金 2,435,563 円)が発見され、過年度において、生産物売払収入と推測される現金の一部を預金口座で管理し、公費で執行すべき支出に充当(支出額 1,303,573 円)していた事例が認められた。今後は、このような事態を二度と発生させないよう、生産物の売払いについて適正な収入事務を徹底するとともに、現金等の適切な管理を行い、再発防止に努めること。</p>
6	健康福祉部児童家庭課	<p>特別会計母子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入(貸付金返納等)及び寡婦福祉資金元利収入(貸付金返納等)342,922,422 円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加している状況にある。収入未済の解消に向けては、児童家庭課と健康福祉センターによる検討会議の開催や収入未済の解消に向けた新たな取組が認められるが、定められた督促状が発行されていないなど、基本的な事務処理に遺漏があったことから、今後は、債権管理を徹底し、収入未済の解消に向けて取り組むこと。</p> <p>また、貸付に当たっては当該貸付制度の趣旨を十分説明し、収入未済の発生防止に努めること。</p>
7	健康福祉部障害福祉課	<p>県立障害児入所施設において、職員の虐待により利用者が死亡するという重大な事件が発生したことは極めて遺憾である。</p> <p>このような事態を二度と発生させないよう、第三者検証委員会の報告内容をしっかりと受け止め、再発防止に向け万全な対策を講ずること。</p>
8	安房農業事務所	<p>原資が不明な現金等(8,057 円)が発見された。当該現金は、過年度において立会謝金として支出したものと推測され、抵当権抹消代等への使用が認められた。</p> <p>今後は、このような事態を二度と発生させないよう、現金等の適正な管理を徹底し、再発防止に努めること。</p>
9	君津土木事務所	<p>国有土地使用料、河川水面使用料及び河川水利使用料について、調定が3か月以上遅延している事例が11件(13,163,500円)、国有土地使用料等について、1か月以上遅延している事例が196件(13,114,565円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
10	銚子土木事務所	<p>河川水利使用料について、調定が3か月以上遅延している事例が1件(7,296,880円)、道路使用料について、1か月以上3か月未満遅延している事例が4件(12,358,190円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>

11	葛南土木事務所	東日本大震災に係る災害復旧工事(当初契約額 74,550,000 円)の執行において、予算令達申請を行わずに変更契約し工事を行い、工事完成後に予算令達されている事例が認められた。 今後、予算執行に当たっては、令達元と十分な調整を行い、適正な会計処理を行うこと。
12		道路使用料について、調定が 3 か月以上遅延している事例が 161 件(94,791,226 円)、1 か月以上遅延している事例が 237 件(11,763,333 円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

イ 公営企業会計 2 件

		事 項
1	水道局千葉水道事務所	水道局職員が、官製談合防止法違反・加重収賄等の容疑で逮捕・起訴されたことは誠に遺憾である。 再発防止に向け、「水道局コンプライアンス推進本部」を中心として、コンプライアンスの向上と県民の信頼回復のため、あらゆる角度から対策を講ずること。
2	病院局がんセンター	受託研究費(5,358,379 円)については、簿外扱いとせず、間接経費の収益は医業外収益に、費用は医業外費用としてそれぞれ計上することとし、今後は、適切な会計処理に努めること。

(2) 注意事項

ア 普通会計 81 件

	機 関 名	事 項
1	美術館	行政財産を目的外使用させているにもかかわらず、使用許可手続を行っていない事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
2	消防学校	産業廃棄物の処分が発生する厨房グリストラップ・排水枘清掃業務委託(207,900 円)の契約手続について、産業廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可を受けていない者を契約者としていた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
3	松戸健康福祉センター	母子寡婦福祉資金に係る違約金に関し、1,085 件 5,763,900 円の調定の欠落を指摘した平成 24 年度の監査結果に対し、平成 24 年 12 月 27 日付けで、全て調定済みとの措置の通知がなされたところである。しかしながら、実際には、その時点で調定済みであったのは 643 件 3,372,100 円であり、措置の通知の内容に誤りが認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

4	安房健康福祉センター	結核患者の入院期間延長について、法の規定に基づく書面通知等の手続が遅延している事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
5	生実学校	産業廃棄物の処分が発生する厨房用グリストラップ清掃等委託(409,500円)の契約手続について、産業廃棄物処分業許可を受けていない者を契約者としていた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
6	夷隅土木事務所	興津港における漁船等による港湾施設の使用について、使用許可手続がなされていない事例が認められたことから、主務課と連携して対応を検討し、今後は適正な管理を行うこと。
7	南房総教育事務所	一般廃棄物の収集運搬について、排出事業者として自らの責任において処理すべきところ、他の排出事業者に処理を行わせていた事例が認められたことから、今後は適正な処理を行うこと。
8	船橋豊富高等学校	汚物収集運搬業務委託(36,000円)の契約事務について、当該区域の市町村長による一般廃棄物収集運搬業許可を受けていない者へ依頼していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
9	松尾高等学校	生徒の個人情報紛失事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
10	大網高等学校	生徒の個人情報紛失事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
11	茂原樟陽高等学校	授業中に生徒の死亡事故が起きていることから、今後は、このような事故が二度と発生することのないよう、事故の原因を検証し、学校環境における安全管理を徹底すること。
12		生徒の個人情報紛失事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
13	行徳高等学校	市から借り受けている土地について、当該土地の行政処分権限を有していないにもかかわらず、第三者に土地の使用を許可し、使用料を徴収していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
14	市原特別支援学校	生徒の個人情報紛失事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

15	千葉西警察署	過年度分の職員手当返納について、消滅時効が完成している債権 2 件 38,000 円を返還請求し、収納している事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
16	船橋東警察署	公印を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
17	市川警察署	一般廃棄物処理業務委託(契約単価 25.725 円、年間処理予定量 38,000 キログラム)について、予定価格を超えた金額で契約を締結していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
18	匝瑳警察署	被留置者給食の単価契約に係る入札について、入札参加資格を有しない者を落札者と決定し、契約を締結していたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
19	君津警察署	公印を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
20	東上総児童相談所	民生費負担金(児童措置費負担金)については、平成 25 年 11 月末現在で 17,088,290 円と多額の収入未済が認められることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
21	山武農業事務所	特別会計就農支援資金貸付金元利収入等については、平成 25 年 11 月末現在で 18,086,535 円と多額の収入未済が認められることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
22	香取農業事務所	特別会計就農支援資金貸付金元利収入等については、平成 25 年 12 月末現在で 17,903,712 円と多額の収入未済が認められることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
23	南部林業事務所	特別会計林業・木材産業改善資金貸付金元利収入等については、平成 25 年 11 月末現在で 39,175,000 円と多額の収入未済が認められることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
24	山武土木事務所	雑入(行政代執行費用等)については、平成 25 年 11 月末現在で 20,403,742 円と多額の収入未済が認められることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
25		過年度の道路占用許可事務において、道路占用許可権限を有していないにもかかわらず、第三者に道路の占用を許可し、道路使用料を徴収していた事例について、徴収した使用料の対応を検討すること。また、平成 25 年度の道路占用許可事務について、使用料の額に誤りが認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

26	柏土木事務所	使用料及び賃借料の執行について、支出負担行為が 6 か月以上遅延している事例が 1 件(8,112 円)、工事請負費等の執行について、1 か月以上 6 か月未満遅延している事例が 84 件(5,344,850,497 円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
27		道路使用料等について、調定が 1 か月以上遅延している事例が 101 件(56,487,749 円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
28	柏区画整理事務所	県単つくばエクスプレス沿線整備委託契約(物件再算定その 1)(420,000 円)について、委託業務の一部が未完了であったにもかかわらず、契約金額の全額を業務完了前に支出していたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
29		補償・補填及び賠償金の執行について、支出負担行為が 6 か月以上遅延している事例が 1 件(353,256 円)、工事請負費等の執行について、1 か月以上 6 か月未満遅延している事例が 309 件(1,553,563,669 円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
30	東上総教育事務所	一般廃棄物の収集運搬について、排出事業者として自らの責任において処理すべきところ、市町村の集積所に排出していた事例が認められたことから、今後は適正な処理を行うこと。
31	総務部税務課	自動車税等の収納事務における関連機器の不具合について、具体的な対策を講じていないため、自動車税事務所において使用できない機器に対して賃借料を支出していることから、早急に対応方針を定め、改善を図ること。
32	総務部学事課	負担金・補助及び交付金の執行について、支出負担行為が 6 か月以上遅延している事例が 1 件(54,031,000 円)、1 か月以上 6 か月未満遅延している事例が 3 件(120,169,000 円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
33	防災危機管理部防災政策課	産業廃棄物の処理(西部防災センター地震体験コーナーソファ処理委託 6,300 円)について、産業廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可を受けていない者に依頼していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
34	健康福祉部疾病対策課	役務費の執行について、支出負担行為が 6 か月以上遅延している事例が 1 件(135,450 円)、負担金・補助及び交付金等の執行について、1 か月以上 6 か月未満遅延している事例が 5 件(442,919,635 円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

35	健康福祉部児童家庭課	雑入(児童扶養手当返還金及び求償金)24,091,681 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
36	健康福祉部障害福祉課	身体障害者手帳の交付事務において、障害種別の決定を誤ったことにより、県が損害賠償(51,590 円)を行った事例が認められたことから、今後は事務処理を適切に行い、再発防止に努めること。
37		産業廃棄物の処理(地下埋設タンクの廃油回収業務委託 96,915 円)について、産業廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可を受けていない者に依頼していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
38		行政財産を目的外使用させているにもかかわらず、使用許可手続を行っていない事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
39		委託料等の執行について、支出負担行為が 6 か月以上遅延している事例が 6 件(122,086,319 円)、負担金・補助及び交付金等の執行について、1 か月以上 6 か月未満遅延している事例が 62 件(1,676,350,389 円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
40	健康福祉部医療整備課	保健師等修学資金貸付金及び理学療法士等修学資金貸付金について、貸付金残高が正確に把握されていない状況が認められたことから、今後は適正な債権管理を行うこと。
41		看護師免許の申請手続において、個人情報紛失事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講ずること。
42	健康福祉部薬務課	医療機器製造所の立入調査において、個人情報及び企業情報を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講ずること。
43	環境生活部資源循環推進課	雑入(補助金返還金)81,420,527 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
44	環境生活部廃棄物指導課	雑入(行政代執行費用等原因者償還金)779,860,774 円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
45	商工労働部経営支援課	特別会計小規模企業者等設備導入資金の雑入(償還金等)45,584,718 円の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。



46	商工労働部産業人材課	委託料等の執行について、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が4件(1,624,350円)、使用料及び賃借料等の執行について、1か月以上6か月未満遅延している事例が2件(7,737,240円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
47	農林水産部団体指導課	特別会計就農支援資金の貸付金元利収入(就農支援資金貸付金返納)7,853,500円の収入未済について、前年度と比較して増加していることから、回収措置に万全を期し早期解消に努めること。
48	農林水産部安全農業推進課	雑入(補助金返還金)16,308,000円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
49	県土整備部道路環境課	公有財産購入費の繰越手続において、国に申請する金額を誤って報告したため、国からの交付金が105,522円減少した事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
50	県土整備部港湾課	漁船等が使用許可を受けずに岸壁等を使用していることに対し、主務課として適切な方向性を示し、港湾管理条例に抵触している状況を解消させること。
51	県土整備部都市整備局住宅課	土木使用料(県営住宅使用料)362,485,209円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
52	教育庁企画管理部財務施設課	特別会計奨学資金の雑入(奨学資金貸付金返納等)31,675,008円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
53	教育庁教育振興部教職員課	特定家庭用機器廃棄物の処理(テレビの廃棄3,675円)について、特定家庭用機器再商品化法で規定する処理業者に依頼していない事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
54	労働委員会事務局	産業廃棄物の処理(金属製ロッカーの廃棄3,675円)について、産業廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可を受けていない者に依頼していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
55	夷隅地域振興事務所	特定家庭用機器廃棄物の処理(テレビの廃棄2,100円)について、特定家庭用機器再商品化法で規定する処理業者に依頼していない事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
56	安房地域振興事務所	収入証紙の出納・保管に適正を欠く事例が認められたことから、今後は適正な出納管理を行うこと。
57	自動車税事務所	5か年の長期継続契約で借り受けている証紙代金収納計器について、関連機器との不具合により使用できない状況の中、平成25年度分の賃借料1,297,800円を支出していることから、早急に対応方針を定め、改善を図ること。

58	香取健康福祉センター	結核患者の入院勧告等について、関係法の規定に基づく書面通知等が遅延している事例が認められたことから、今後は適正な事務処理を行うこと。
59	市原健康福祉センター	結核患者の入院勧告等について、関係法の規定に基づく書面通知等が遅延している事例が認められたことから、今後は適正な事務処理を行うこと。
60	市川健康福祉センター	結核患者の入院勧告等について、関係法の規定に基づく書面通知等が遅延している事例が認められたことから、今後は適正な事務処理を行うこと。
61	印旛健康福祉センター	結核患者の入院勧告等について、関係法の規定に基づく書面通知等が遅延している事例が認められたことから、今後は適正な事務処理を行うこと。
62	習志野健康福祉センター	結核患者の入院勧告等について、関係法の規定に基づく書面通知等が遅延している事例が認められたことから、今後は適正な事務処理を行うこと。
63		母子寡婦福祉資金に係る違約金 191,400 円の調定について、会計年度の誤りが認められることから、今後は、関係法令等を遵守し、適正な事務手続を行うこと。
64		看護師免許の申請手続において、個人情報等を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講ずること。
65	市川児童相談所	民生費負担金(児童措置費負担金)に係る収入未済については、平成 25 年 12 月末現在で、22,201,930 円と多額の収入未済が認められ、前年度と比較して増加していることから、引き続き主務課と連携して徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
66	富浦学園	民生費負担金(児童福祉施設費負担金)に係る収入未済については、平成 25 年 12 月末現在で 6,535,770 円の収入未済が認められ、前年度と比較して増加していることから、引き続き主務課と連携して徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
67	海匠農業事務所	特別会計就農支援資金貸付金元利収入等については、平成 26 年 2 月末現在で 24,521,231 円と多額の収入未済が認められることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
68		産業廃棄物の処理(プリンターの廃棄 5,250 円)について、産業廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可を受けていない者に依頼していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

69	印旛農業事務所	特別会計就農支援資金貸付金元利収入については、平成 26 年 3 月未現在、15,456,000 円と多額の収入未済が認められることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
70	農林総合研究センター	公用車(トラック)をほ場内に鍵を付けたまま駐車し、盗難に遭った事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講ずること。
71	水産総合研究センター	産業廃棄物の処理(冷蔵ショーケースの撤去処分委託 42,000 円)について、産業廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可を受けていない者に依頼していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
72	成田土木事務所	使用料及び賃借料の執行について、支出負担行為が 6 か月以上遅延している事例が 2 件(11,724 円)、委託料等の執行について、1 か月以上 6 か月未満遅延している事例が 36 件(55,838,635 円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
73	君津土木事務所	産業廃棄物の処理(廃タイヤの不法投棄処理 120,750 円)について、産業廃棄物処分業許可を受けていない者に依頼していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
74	海匠土木事務所	海岸保全区域内施設等新設許可(海の家の新設)について、欠格事項に該当する者に対し許可を行っていた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
75	千葉土木事務所	公有財産購入費の繰越手続において、国に申請する金額を誤って報告したため、国からの交付金が 105,522 円減少した事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
76		道路使用料について、調定が 1 か月以上遅延している事例が 50 件(22,417,647 円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
77	印旛土木事務所	台風 26 号に伴う応急復旧業務の契約事務手続に遅延等の不適切な事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
78	葛南土木事務所	負担金・補助及び交付金の執行について、支出負担行為が 6 か月以上遅延している事例が 2 件(60,229,128 円)、工事請負費等の執行について、1 か月以上 6 か月未満遅延している事例が 109 件(2,509,842,160 円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
79	東葛飾土木事務所	河川水面使用料等について、調定が 1 か月以上遅延している事例が 243 件(108,034,501 円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

80	真間川改修事務所	千葉県企業庁から借り受けている土地について、使用許可条件に違反して第三者に土地の使用を許可し、手数料を徴収していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
81	流山区画整理事務所	補償・補てん及び賠償金等の執行について、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が2件(454,107円)、1か月以上6か月未満遅延している事例が371件(619,263,497円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

イ 公営企業会計 4件

	機 関 名	事 項
1	企業庁管理・工業用水部財務課	土地等の貸付けに当たっては、貸付料の減免額の縮減を図ること。また、貸付料を免除して長期間貸し付けている土地等については、売却又は返還を求めるなど適正な対応を図ること。
2	水道局施設整備センター	不用品の売買代金(409,704円)について、本来は、平成24年度内に調定処理を行い、同年度の収益として計上すべきであった。今後は、センター内の連携を密にし、適正な調定事務を行うこと。
3	病院局救急医療センター	過年度医業未収金(患者自己負担分)については、平成26年2月末現在59,561,604円と多額であることから、引き続き発生防止の徹底と回収対策の強化を図り、縮減に努めること。
4	病院局循環器病センター	過年度医業未収金(患者自己負担分)については、平成26年2月末現在52,475,015円と多額であることから、引き続き発生防止の徹底と回収対策の強化を図り、縮減に努めること。

(3) 意見

ア 普通会計 1件

	機 関 名	事 項
1	教育庁企画管理部財務施設課	県立学校における機械警備の長期継続契約について、機器の耐用年数を超える期間で契約を締結している事例が多数認められた。県立学校の財務事務を指導する立場として、契約事務の適切な指導に努めること。

イ 公営企業会計 8件

	機 関 名	事 項
1	企業庁臨海管理事務所	除草業務委託及び用地等管理業務委託契約において、事前に予定価格が公表されていない中で、落札価格が価格失格判定基準と同額となっている入札案件が複数認められたことから、主務課や他の事務所と連携して、その原因を検証・分析し、適切な入札事務の執行に取り組むこと。
2	病院局経営管理課	各病院における貯蔵品及び固定資産について、要領に定められた時期に実地棚卸、実査を確実にを行い、その数量・価額を適切に把握し、正確に報告を行うなど、適正な管理を行うよう指導すること。また、実査の報告に基づき固定資産の除却事務を適正に行うこと。
3	病院局がんセンター	貯蔵品及び固定資産について、規程に定められた時期に棚卸、実査を確実にを行い、その数量・価額を適切に把握し、適正な管理を行うよう努めること。
4	病院局救急医療センター	貯蔵品及び固定資産について、規程に定められた時期に棚卸、実査を確実にを行い、その数量・価額を適切に把握し、適正な管理を行うよう努めること。
5	病院局精神科医療センター	貯蔵品及び固定資産について、規程に定められた時期に棚卸、実査を確実にを行い、その数量・価額を適切に把握し、適正な管理を行うよう努めること。
6	病院局循環器病センター	貯蔵品及び固定資産について、規程に定められた時期に棚卸、実査を確実にを行い、その数量・価額を適切に把握し、適正な管理を行うよう努めること。
7	病院局東金病院	平成 25 年度末の閉院まで残り僅かであるので、閉院後の地域医療に支障を来たすことのないよう取り組まれない。 また、関係機関と連携し施設や物品等の処分を適切に実施するよう努められたい。
8	病院局佐原病院	貯蔵品及び固定資産について、規程に定められた時期に棚卸、実査を確実にを行い、その数量・価額を適切に把握し、適正な管理を行うよう努めること。

### 1 行政監査の実施状況

(1) 行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定により、県が行っている事務が法令、条例に定めるところに従い適正に執行されているかどうか、また、正確性、経済性、効率性及び有効性の確保がなされているかどうかについて監査を行うものであり、平成25年度は次のテーマにより実施した。

監査のテーマ：「イベントの実施状況について」

(2) 監査の実施時期

平成25年8月から平成26年3月

(3) 県が実施しているイベントについて、実施の目的や必要性が明確であるか、効果の検証や問題点の把握は十分に行われているか等を分析・検証し、今後のイベント運営の向上に資することを目的として監査を実施した。

### 2 監査の結果

県では施策・事業の推進や各種行政活動の一環として、多種多様な形態・ジャンルのイベントが実施されていたが、効果的な取組であると認められる事例があった半面、改善を要すべき事例も見受けられたことから、次の事項について意見を付した。

【意見の概要】

(1) 継続の是非とともに、時勢に合った内容となるよう、実施形態、内容等について十分検証されたい。

(2) イベントの計画策定においては、より効果が期待できるような工夫に努められたい。

(3) 共催、実行委員会形式とはいえ、県が参加している以上、行政目的の実現のために有効な関与の在り方について検討されたい。

(4) 紙媒体による周知が効果的であるという現状が伺えるので、今後もこれらの手段による広報を充実させるよう努められたい。また、閲覧者の利便性に最大限配慮したホームページとなるよう構成について検証されたい。

(5) イベントを実施する際には、常にPDCAを意識した、組織としてのマネジメントに努められたい。

(6) イベント内容に沿った緊急自然災害への対応マニュアルの作成や保険の加入について検討されたい。

(7) 共通する部分のノウハウを全庁的に蓄積、共有、継承するなど、より効率的にイベントが実施できるような仕組みの構築について関係部局で検討されたい。

## 財政的援助団体等監査

### 1 監査の実施状況

(1) 平成24年度の財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施した。

また、出資法人については消耗品費等の物品購入の事務処理や物品の管理が適正に行われているか、さらに、県等からの受託の状況を把握し、それに基づく再委託契約が適正であるかを重点において実施した。

#### (2) 監査の実施時期

平成25年9月から平成26年3月

(3) 監査対象は平成24年度会計における財政的援助等に係るものとし、また、監査対象団体は、県の出資率が25パーセント以上かつ事業規模1千万円以上の出資団体 県の補助金が3億円以上の私立高等学校 県の補助金が5千万円以上の団体(市町村及び出資法人を除く) 指定管理料が5千万円以上の指定管理者(市町村及び出資法人を除く)とし、そのうち36団体について監査した。

区 分	監査対象 団体の数	監査実施団体の数		
		実地監査	書面監査	計
出資団体	33	16	5	21
補助金交付 私立高等学校	29	5	5	10
その他の援助 (補助)団体	20	4	0	4
指定管理者	15	4	0	4
計	97	29	10	39

## 2 指摘事項等の概要

### (1) 件数

区 分	監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
		指摘事項	注意事項	指導事項	意見
出資団体	21	3	8	8	0
補助金交付 私立高等学校	10	0	0	2	0
その他の援助 (補助)団体	4	0	0	0	0
指定管理者	4	0	0	1	0
計	39	3	8	11	0

### (2) 主な事項

#### ア 指摘事項

##### (ア)出資団体 3件

- a 債務超過の状況にあるため、経営改善を求めたもの・2件(千葉県住宅供給公社、東葉高速鉄道株式会社)
- b 事業損失が多額であることから、事業改善を求めたもの・1件(千葉県住宅供給公社)

#### イ 注意事項 8件

##### (イ)出資団体

- a 決算処理について、財務諸表の正確性を求めたもの・4件(公益財団法人千葉県動物保護管理協会、社会福祉法人千葉県社会福祉事業団、公益財団法人千葉県消防協会、一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター)
- b 支出事務手続の適正を求めたもの・1件(社会福祉法人千葉県社会福祉事業団)
- c 経営状態の改善を求めたもの・1件(いすみ鉄道株式会社)
- d 未収金の早期回収を求めたもの・2件(公益財団法人千葉県産業振興センター、千葉県住宅供給公社)

## 3 指摘事項・注意事項

### (1) 指摘事項

(出資団体)3件

事 項	
1	東葉高速鉄道株式会社 平成 24 年度決算において、当期純利益を計上したものの、依然として 339 億 1,723 万円余りの債務超過となるなど、極めて厳しい経営状況にあることから、引き続き経営の改善に努めること。



2		平成 24 年度決算において、7,224 万円余りの当期純利益を計上したものの、依然として 53 億 6,620 万円余りの債務超過となるなど極めて厳しい経営状況にあることから、引き続き経営の改善に努めること。
3	千葉県住宅供給公社	民事調停法に基づく債務に係る特定調停時に策定された特定優良賃貸住宅の事業計画では、収支均衡をさせることとしていたが、平成 24 年度決算においても、特定優良賃貸住宅事業のうち一括借上方式の事業損失が、4 億 3,776 万円余り認められることから改善を図ること。

(2) 注意事項

(出資団体) 8 件

		事 項
1	公益財団法人千葉県動物保護管理協会	平成 24 年度の貸借対照表及び財産目録について、投資有価証券の評価額に誤りが認められたため、今後は財務諸表の重要性を認識し、正確な財務諸表の作成に努めること。
2	社会福祉法人千葉県社会福祉事業団	平成 24 年度会計に係る財務諸表において、事業未収金の計上漏れがあり、その内容に誤りが認められたことから、今後は財務諸表の重要性を認識し、正確な財務諸表の作成に努めること。
3		平成 24 年会計に係る経理事務において、資金前渡経費の支出方法が経理規程に沿っていない事例が認められたことから、今後は経理規程の重要性を認識し、適正な支出事務を行うこと。
4	いすみ鉄道株式会社	平成 24 年度決算において、当期純利益を計上したものの、出資額 2 億 6,900 万円に対し、株主資本が 1 億 5,849 万円余りと大幅に減少しているため、更なる経営の改善に努めること。
5	公益財団法人 千葉県産業振興センター	平成 24 年度決算において、設備貸与事業、機械類貸与事業、成長企業設備貸与事業及び設備資金貸付事業における未収貸付料等は、前年度より 1,276 万円余り増加し、3 億 6,806 万円余りと多額であることから、債権管理に万全を期し早期回収に努めること。
6	公益財団法人千葉県消防協会	平成 24 年度決算において、公益法人会計基準に定める貸借対照表における一般正味財産について、基本財産・特定資産への充当額を内書きとして記載しておらず、また、財務諸表の注記が作成されていないことが認められたことから、今後は適正な財務諸表を作成すること。

7	一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター	平成 24 年会計に係る財務諸表において、基本財産が普通預金であるにもかかわらず、定期預金と誤表示していること、貸倒引当金を資産の部に計上すべきところ、負債の部に計上していたこと、財務諸表に対する注記が記載されていないことなど財務諸表に不備が見受けられたことから、今後は財務諸表の重要性を認識し、正確な財務諸表を作成すること。
8	千葉県住宅供給公社	平成 24 年度決算において、賃貸管理事業における未収家賃等が、前年度に比較し 9,835,125 円減少したものの、依然として 75,231,124 円認められることから、債権管理に万全を期し、早期回収に努めること。

## 例月出納検査

例月出納検査は、各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として実施する検査である。

検査対象は、会計管理者所管及び公営企業管理者所管の全ての会計及び基金であり、毎月1回計12回(実地検査1回、書面検査11回)実施し、いずれも適正であることを確認した。

### 1 会計管理者所管の会計

#### (1) 審査の対象

平成25年度歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりである。

平成25年度 千葉県一般会計  
平成25年度 千葉県特別会計財政調整基金  
平成25年度 千葉県特別会計県債管理事業  
平成25年度 千葉県特別会計地方消費税清算  
平成25年度 千葉県特別会計自動車税証紙  
平成25年度 千葉県特別会計市町村振興資金  
平成25年度 千葉県特別会計公営競技事業  
平成25年度 千葉県特別会計母子寡婦福祉資金  
平成25年度 千葉県特別会計心身障害者扶養年金事業  
平成25年度 千葉県特別会計日本コンベンションセンター国際展示場事業  
平成25年度 千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金  
平成25年度 千葉県特別会計工業団地整備事業  
平成25年度 千葉県特別会計就農支援資金  
平成25年度 千葉県特別会計営林事業  
平成25年度 千葉県特別会計林業・木材産業改善資金  
平成25年度 千葉県特別会計沿岸漁業改善資金  
平成25年度 千葉県特別会計流域下水道事業  
平成25年度 千葉県特別会計港湾整備事業  
平成25年度 千葉県特別会計土地区画整理事業  
平成25年度 千葉県特別会計奨学資金

#### (2) 審査の手続

平成25年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行が議決の本旨にのっとり適正で経済的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意するとともに、平成22年4月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、関係諸帳簿、証書類等を照合精査し、関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

### (3) 審査の結果及び意見

#### ア 審査の結果

各会計の決算については、関係諸帳簿、証書類及び指定金融機関総括店の公金出納総括計算表と符合しており、決算に関する計数はいずれも正確なものと認められた。

また、予算の執行については、一部に改善すべき事項等が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

なお、平成25年度においては、需用費等に係る不適正な経理処理は認められなかった。

#### イ 審査の意見

##### (ア) 決算の概要

###### a 決算総額

平成25年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は、前年度と比較して1,401億6,961万余円(6.2パーセント)増加し、2兆4,192億5,286余円となった。

また、歳出決算合計額は、前年度と比較して1,333億5,487万余円(5.9パーセント)増加し、2兆3,880億6,507万余円となった。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を減じた実質収支は、一般会計で91億3,133万余円、特別会計では118億3,880万余円の黒字となっている。

###### b 一般会計歳入総額

一般会計歳入総額は、前年度と比較して275億5,956万余円(1.7パーセント)増加し、1兆6,189億5,102万余円となった。

この主な要因は、県税が316億5,196万余円、地方譲与税が140億4,030万余円、国庫支出金が113億328万余円増加した一方、地方交付税が161億4,344万余円、繰入金が67億4,245万余円、県債が49億6,616万余円減少したことなどによるものである。

また、収入未済額は、前年度より17億6,776万余円減少し、平成25年度末現在は329億3,001万余円となった。

このうち、県税が前年度と比較して17億6,856万余円(5.4パーセント)減少しているものの、307億9,621万余円であり、その大半を占めている。

###### c 一般会計歳出総額

一般会計歳出総額は、前年度と比較して239億815万余円(1.5パーセント)増加し、1兆6,019億3,506万余円となった。

この主な要因は、総務費が465億3,798万余円、諸支出金が92億2,628万余円、衛生費が80億1,235万余円それぞれ増加し、教育費が147億2,860万余円、民生費が116億8,555万余円、労働費が68億141万余円、警察費が66億147万余円それぞれ減少したことなどによるものである。

###### d 特別会計について

特別会計歳入総額は、前年度と比較して1,126億1,005万余円(16.4パーセント)増加し、8,003億183万余円、また、特別会計歳出総額は、前年度と比較して1,094億4,671万余円

(16.2パーセント)増加し、7,861億3,001万余円となった。

この主な要因は、特別会計県債管理事業が841億5,793万余円、地方消費税清算が215億6,408万余円増加したことなどによるものである。

また、収入未済額は前年度と比較して84万余円(0.1パーセント)増加し、6億1,609万余円となった。

収入未済の主なものは、特別会計母子寡婦福祉資金が前年度と比較して761万余円(1.9パーセント)減少して、3億9,125万余円、特別会計就農支援資金が前年度と比較して39万余円(0.5パーセント)増加して、8,752万余円などとなっている。

## (イ) 意見

### a 今後の財政運営について

平成25年度の一般会計の決算は、歳入については、景気回復に伴う県税収入等の増、歳出については、県有施設の長寿命化等を推進するための基金への積立増のほか、社会保障関係経費並びに公債費が増加している。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率(普通会計ベース)については、前年度の95.7パーセントから91.7パーセントになり、前年度比で4.0ポイント低下している。

また、歳入全体に占める自主財源の比率は、前年度の57.5パーセントから58.0パーセントに0.5ポイント上昇している。

今後も高齢化の進展などにより、社会保障関係経費、公債費など義務的経費の増加も続き、また、老朽化する県有施設の更新も想定されるなど、厳しい財政状況が続くものと見込まれることから、今後の財政運営においては、自主財源を中心とした歳入の確保や徹底した事務事業の見直しなどにより、計画的な財政の健全化に向けた取組を進められたい。

### b 一般会計歳入について

(a) 県税については、収入未済額が307億9,621万余円と多額であり、また、不納欠損額が29億471万余円である。県税は自主財源の根幹であり、税収を確保することは極めて重要である。

税負担の公平性を保つためにも、徴収体制の充実・強化、課税客体の的確な把握及び迅速確実な滞納整理の実施により、収入歩合の一層の向上を図り、税収の確保に努められたい。

(b) 県税以外の収入未済額についても、21億3,379万余円と多額であり、また、不納欠損額が1億5,314万余円であることから、「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針(平成24年1月27日)」に基づき、法的措置を含めた回収の強化を図るとともに、収入未済の発生防止に努め、その縮減に向けた取組を一層推進されたい。

また、債権管理事務の効率化を図る観点から、債権管理に係る全庁的な基準の策定に向けた検討を進められたい。

#### 収入未済の主なもの

・雑入(行政代執行費用等原因者償還金)	7億7,986万774円
・土木使用料(県営住宅使用料)	3億6,248万5,209円
・過料(放置違反金)	2億6,162万9,000円

(c) 県債については、建設地方債等の残高は平成17年度から減少しているものの、臨時財政対策債の多額の発行が続いている。県債残高は一貫して増加が続いており、一般会計の平成25年度

末県債残高は、前年度末と比べ3.5パーセント増の3兆2,734億144万余円となっている。  
今後とも、後年度負担に配慮した県債の計画的な発行に留意されたい。

c 一般会計歳出について

(a) 歳出については、厳しい財政状況の下でも、安全・安心、医療・福祉、防災など「暮らし満足度日本一」の千葉の実現に向けた施策を着実に実現していくため、平成25年度に策定した「千葉県行政改革計画・財政健全化計画」を踏まえ、自主財源の確保や徹底した事務事業の見直しを行い、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう予算の効率的な執行に努められたい。

(b) 翌年度繰越額は、全体で512億6,740万余円と多額であり、そのうち土木費が62.9パーセントに当たる322億5,412万余円となっている。

繰越額は、前年度と比較すると減少しているものの、依然として多額である。

歳出予算については、本来当該年度に執行することが原則であることから、繰越額の縮減に努められたい。

d 特別会計について

特別会計については、一般会計と同様に徹底した経費の節減を図ることはもとより、歳入予算に見合った計画的な予算執行を図ることに加え、特に貸付金・償還金等の収入未済の解消に努め、一般会計からの繰入金の縮減を図られたい。

e 契約について

契約については、透明性及び公正性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行されたい。

f 財産管理について

財産管理については、県が保有する庁舎等の施設の長寿命化の取組を推進し、維持・更新費の軽減・平準化を図るとともに、財源確保の観点から、売却可能な未利用県有地等の処分を推進されたい。

g 公社等外郭団体に対する監督・指導について

公社等外郭団体については、県行政改革推進本部が決定した方針に基づき改革を進めるとともに、公社等外郭団体の経営管理や適正な経理処理の徹底・浸透に留意し、会計処理についても十分な監督・指導を行われたい。

h 内部統制について

事務事業の執行に当たっての法令順守や適正な経理処理の徹底に向け、内部けん制体制を強化し、かつ適正な運用を図るなど、内部統制機能の一層の充実に努められたい。

(ウ) 改善又は留意すべき事項

a 改善すべき事項(収入未済2件)

	機 関 名	改 善 す べ き 事 項
1	健康福祉部 児童家庭課	<p>特別会計母子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入(貸付金返納等)、寡婦福祉資金元利収入(貸付金返納等)及び雑入(違約金)391,259,863円の収入未済については、多額となっている。</p> <p>収入未済の解消に向けては、児童家庭課と健康福祉センターによる検討会議の開催や収入未済の解消に向けた新たな取組が認められるが、定められた督促状が発行されていないなど、基本的な事務処理に遺漏があったことから、今後は、債権管理を徹底し、収入未済の解消に向けて取り組むこと。</p> <p>また、貸付けに当たっては当該貸付制度の趣旨を十分説明し、収入未済の発生防止に努めること。</p>
2		<p>民生費負担金(児童措置費負担金及び児童福祉施設費負担金(児童養護施設等))については、新たな取組として、収入未済縮減対策を講じ関係出先機関と連携して収入未済解消に努めているものの、91,766,072円と多額の収入未済が認められ、前年度と比較して増加している状況にある。収入未済の早期解消に向けては、関係出先機関と連携強化を図り効果的な対策に取り組み、徴収対策には万全を期すこと。</p>

b 留意すべき事項(収入未済12件)

	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
1	健康福祉部 健康福祉指導課	<p>雑入(生活保護費弁償金及び生活保護費過年度分返還金)16,269,183円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。</p>
2	健康福祉部 児童家庭課	<p>雑入(児童扶養手当返還金及び求償金)24,091,681円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。</p>
3	健康福祉部 障害福祉課	<p>民生費負担金(児童措置費負担金(障害児施設分))26,382,600円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。</p>
4	環境生活部 資源循環推進課	<p>雑入(補助金返還金)81,420,527円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。</p>
5	環境生活部 廃棄物指導課	<p>雑入(行政代執行費用等原因者償還金)779,860,774円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。</p>

6	商工労働部 経営支援課	特別会計小規模企業者等設備導入資金の雑入(償還金等)45,584,718 円の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
7	農林水産部 団体指導課	特別会計就農支援資金の農業改良資金元利収入(貸付金返納)、就農支援資金元利収入(貸付金返納)及び雑入(違約金)87,525,031 円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
8		特別会計林業・木材産業改善資金の貸付金元利収入の収入未済41,853,000 円について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
9	農林水産部 安全農業推進課	雑入(補助金返還金)16,308,000 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
10	県土整備部 河川環境課	雑入(行政代執行費用原因者負担金等)25,850,552 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
11	県土整備部 都市整備局住宅課	土木使用料(県営住宅使用料)362,485,209 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
12	教育庁企画管理部 財務施設課	特別会計奨学資金の雑入(奨学資金貸付金返納等)45,813,908 円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。



## 2 公営企業管理者所管の会計

### (1) 審査の対象

平成 25 年度公営企業会計決算の審査対象は、次のとおりである。

平成 25 年度 上水道事業会計

平成 25 年度 造成土地整理事業会計

平成 25 年度 土地造成整備事業会計

平成 25 年度 工業用水道事業会計

平成 25 年度 病院事業会計

### (2) 審査の手続

平成 25 年度の公営企業会計の決算審査に当たっては、事業の運営が地方公営企業法第 3 条(経営の基本原則)の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、不適正な経理処理が行われていないかなどに主眼を置くとともに、平成 22 年 4 月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿、証拠書類等を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

### (3) 審査の結果及び意見

#### ア 審査の結果

審査に付された決算書及び附属書類は、病院事業会計における貯蔵品及び固定資産の評価額を除き、上水道事業会計、造成土地整理事業会計、土地造成整備事業会計及び工業用水道事業会計については、いずれもその計数が正確で経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。予算の執行については、一部に留意すべき事項が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

#### イ 審査の意見

##### (ア) 全事業会計共通事項

###### a 意見

(a) 随意契約を始めとする入札・契約事務については、関係法令の趣旨を十分に踏まえて、引き続き適正な執行に取り組まれない。

(b) 平成 26 年度予算・決算から適用される新地方公営企業会計制度の施行に向け、関係法令の趣旨を十分に踏まえて、借入資本金の負債への計上や償却資産に係るみなし償却の廃止、退職給付引当金をはじめとする各種引当金の計上等の会計処理に遺漏のないよう対応されたい。

(c) 平成 25 年度会計においては、不適正な経理処理は認められなかった。

今後も、職員にコンプライアンス意識を徹底させるとともに、適正な事務が行われるた

めに、組織としての取組や体制を確立するなど内部統制の機能を強化し、引き続き再発防止に向けた取組を行われたい。

(イ) 上水道事業会計

a 決算の状況

上水道事業会計における収益的収支決算額は、営業収益等の水道事業収益が 727 億 3,799 万余円で、営業費用等の水道事業費用が 642 億 2,595 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が 111 億 5,505 万余円で、建設改良費等の資本的支出が 459 億 467 万余円となった。

次に、損益については、収益は 693 億 684 万余円、費用は 617 億 3,718 万余円で、純利益が前年度に比べ 14 億 8,602 万余円増の 75 億 6,965 万余円となった。

収益は、給水申込納付金等の増加により前年度に比べ 15 億 5,447 万余円増加している。

一方、費用は、原水及び浄水費や減価償却費等の増加により前年度に比べ 6,845 万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は、前年度に比べ 43 億 9,967 万余円減の 38 億 1,908 万余円、有価証券は、前年度に比べ 44 億 1,085 万余円増の 434 億 7,867 万円となった。

b 意見

(a) 平成 25 年度における当年度純利益は、前年度に比べ 14 億 8,602 万余円増の 75 億 6,965 万余円を計上しているが、今後も「千葉県水道局中期経営計画 2011(平成 23 年度～平成 27 年度)」を踏まえ、引き続き経営基盤の強化を図られたい。

(b) 布設後概ね 40 年以上経過した経年管増加延長が更新延長を大幅に上回る状況にあることから、優先順位を勘案し、5 か年の整備計画に基づき、より効率的な管路整備を図られたい。

(c) 的確な水需要予測に基づき、各事業の必要性・採算性等について十分検討し、過大な投資とならないよう施設整備を図られたい。

(d) 未収金については、水道料金の口座振替払及びコンビニ店での支払を推進するなど、引き続き滞納の未然防止を図るとともに、管理基準策定の検討など一層の債権回収強化及び債権の適正な管理の徹底に取り組まれたい。

また、不納欠損処理については、病院局における包括外部監査の指摘等を踏まえ、他の事業体の動向を注視するとともに関係部署との連携を密にし、適切な対応を図られたい。

(e) 資金管理について、経済情勢や金融動向を注視し、管路の更新、施設整備等将来負担の増加に備え、企業債借入れ抑制の徹底など、更なる効果的な管理に努められたい。

(ウ) 造成土地整理事業会計及び土地造成整備事業会計

a 造成土地整理事業会計における決算の状況

造成土地整理事業会計における収益的収支決算額は、土地分譲収益、土地貸付収益等の事業収益が 192 億 6,520 万余円で、土地分譲原価、一般管理費等の事業費用が 303 億 3,230 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、長期貸付金収入等の資本的収入が 7 億 3,786 万余円で、工事費による資本的支出が 45 億 145 万余円となった。

次に、損益については、収益は 192 億 5,294 万余円、費用は 303 億 2,004 万余円である。この結果、110 億 6,710 万余円の純損失となった。

純損失の要因としては、営業収益に対して営業費用が過大となり、営業損失が生じたこと及び土地の無償譲渡等による特別損失が主なものである。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は 158 億 9,067 万余円である。

#### b 土地造成整備事業会計における決算の状況

土地造成整備事業会計における収益的収支決算額は、造成宅地売却収益、事業資産貸付収益等の事業収益が 82 億 1,427 万余円で造成宅地売却原価、一般管理費等の事業費用が 123 億 6,744 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、機構分担金収入等の資本的収入が 7 億 6,318 万余円で、工事費、公債費等の資本的支出が 89 億 6,051 万余円となった。

次に、損益については、収益は 82 億 1,415 万余円、費用は 123 億 3,729 万余円である。この結果、41 億 2,313 万余円の純損失となった。

収益は、造成土地整理事業会計への分割移管による売却収益の減少等により、前年度に比べ 239 億 7,012 万余円減少している。

一方、費用は、造成土地整理事業会計への分割移管による売却原価の減少等により、前年度に比べ 179 億 6,531 万余円減少している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ 149 億 3,640 万余円減の 41 億 3,107 万余円、有価証券は前年度と比べ 1 億 9,934 万余円減の 337 億 9,682 万余円となった。

#### c 意見

(a) 造成土地整理事業及び土地造成整備事業の円滑な収束及び後継組織への引継ぎのため、次に掲げる事項について特に留意されたい。

- ・ 事業収束に向けた具体的な取組について、平成 25 年 7 月に策定した「企業庁造成土地整理事業及び土地造成整備事業の清算取組方針」に従い、着実に実施されたい。
- ・ 長期事業収支見通しについては、随時見直しを行い、事業収束時までの資金収支を的確に把握するなど、保有資金の確保に努められたい。
- ・ 残余の資産及び負債を後継組織へ適正な評価で引き継ぐためにも、関係市町村への負担金を貸借対照表に計上するなど、財務諸表の作成に当たっては、より一層実態に沿うよう努

められたい。

- ・ 協定等に基づく負担金等については、市町村等の関係者と見直し協議を進め、その負担額の縮減に努めるとともに、早期に額の確定をされたい。
  - ・ 貸付料の減免を行っている土地等については、減免額の縮減又は売却等に努められたい。
  - ・ 整備済みの公共施設等については、早急に最終管理者に引き継ぎ、管理費の節減に努められたい。
- (b) 土地の分譲に当たっては、需要者のニーズに的確に対応するなど、一層の分譲促進に努められたい。
- (c) 千葉北部地区新市街地造成整備事業について、平成 26 年 2 月に共同施行者の独立行政法人都市再生機構と締結した「千葉ニュータウン事業の清算に関する基本協定」及び関係覚書に基づき、未処分地の処分、資金の清算に努められたい。
- (d) 工事等の予算執行においては、関係各課との横断的な工程管理を適正に行うなど、繰越額及び不用額の縮減に努められたい。

## (エ) 工業用水道事業会計

### a 決算の状況

工業用水道事業会計における収益的収支決算額は、給水収益等の事業収益が 132 億 5,421 万余円で、浄配水費等の事業費用が 108 億 4,987 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が 22 億 7,447 万余円で、企業債償還金等の資本的支出が 96 億 7,291 万余円となった。

次に、損益については、収益は 126 億 3,418 万余円、費用は 102 億 7,072 万余円で、純利益が前年度に比べ 2 億 8,195 万余円減の 23 億 6,345 万余円となった。

収益は、負担金、補助金等が減少したことにより、前年度に比べ 6 億 619 万余円減少している。一方、費用は、総経費、支払利息が減少したことにより、前年度に比べ 3 億 2,424 万余円減少している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ 7 億 1,633 万余円増の 48 億 600 万余円、有価証券は前年度に比べ 12 億 9,974 万余円減の 106 億 9,905 万円となった。

### b 意見

- (a) 近年、受水企業の廃止等による契約水量の減により収益が減少傾向にあること、また、建設仮勘定の精算に伴う減価償却費の増加等、費用の増加が見込まれることから、新規需要の開拓による料金収入の確保に努めるとともに、一層の維持管理コスト等の節減により、経営の健全化を推進されたい。
- (b) 房総臨海地区工業用水道事業において、造成土地整理事業会計より 302 億 4,533 万余円の借入れがあるが、平成 26 年 3 月に締結した「房総臨海地区工業用水道事業に係る貸付金に関する覚書」に基づき、計画的な返済に努められたい。

(c) 施設の老朽化の進行に伴う更新や施設耐震化の一層の強化については、中期経営計画（平成 25 年度～平成 29 年度）に基づき、重要度、優先度を勘案しながら計画的に進められたい。

(オ) 病院事業会計

a 決算の状況

病院事業会計における収益的収支決算額は、医業収益などの病院事業収益が 438 億 7,498 万余円で、医業費用などの病院事業費用が 436 億 8,518 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債などの資本的収入が 41 億 5,742 万余円で、建設改良費などの資本的支出が 56 億 5,106 万余円となった。

次に損益については、収益は 438 億 2,841 万余円、費用は 436 億 4,861 万余円で、純利益が 1 億 7,980 万余円となり、前年度に続き黒字を確保した。

また、累積欠損金は平成 25 年度末で 241 億 9,677 万余円となっている。

収益は、外来収益、負担金交付金及びその他医業収益が減少したことなどにより、前年度に比べ 1 億 8,544 万余円減少している。

一方、費用は、材料費、経費及びその他特別損失が増加したことなどにより、前年度に比べ 9 億 2,191 万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ 29 億 9,972 万余円増の 121 億 7,639 万余円となった。

b 意見

(a) 平成 25 年度においては、前年度に続き純利益を確保したが、「千葉県病院局中期経営計画（第 3 次）（平成 24 年度～平成 28 年度）」に基づき、一層の経営効率化・安定化を推し進め、目標を達成するよう努められたい。

(b) 未収金については、滞納の未然防止を図るとともに、法的措置を含めた債権回収の強化、債権の適切な整理、制度管理の徹底に取り組まれたい。なお、病院局作成の「未収金発生防止・未収金回収対策マニュアル」については、包括外部監査における指摘等を踏まえ、適切な記載内容への修正を図られたい。

また、不納欠損処理については、包括外部監査の指摘等を踏まえ、他の自治体の動向を注視するとともに関係部署との連携を密にし、適切な対応を図られたい。

(c) 患者負担の縮減や医療費抑制の観点から、ジェネリック医薬品の使用について、より積極的に取り組まれたい。

(d) 各病院における貯蔵品及び固定資産について、要領に定められた時期に实地棚卸、実査を行い、その数量・価格を適切に把握し、正確な財務諸表の作成に努められたい。

(e) 診療報酬の仕訳処理等の会計事務処理について、各病院で統一されておらず、かつ、現行の会計事務処理要領が改修後のシステムに合わせた内容になっていないことから、各病院で統一した事務処理が行われるよう会計事務処理要領の改正が必要である。また、経験の浅い職

員でも円滑に実務が遂行できるようマニュアルを作成するなど、事務の効率化に努められたい。

c 留意すべき事項（累積欠損 1 件）

	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
1	病院局経営管理課	平成 25 年度決算において、純利益を計上したものの、依然として累積欠損金が 24,196,773,387 円と多額であることから、引き続き経営の健全化に取り組み、累積欠損金の解消に努めること。

## 基金運用状況審査

### 1 審査の実施状況

#### (1) 審査の対象

平成25年度基金の運用状況の審査対象は、次のとおりである。

平成25年度 千葉県土地開発基金

平成25年度 千葉県美術品等取得基金

#### (2) 審査の手続

平成25年度土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況の審査に当たっては、基金の運用が設置の趣旨に沿って適正で、かつ、効率的に行われているか、また、計数は正確であるか等の諸点に留意し、併せて関係諸帳簿、証書類等を照合精査するとともに関係者の説明を聴取し、慎重に審査を行った。

#### (3) 基金の運用状況

##### ア 土地開発基金

平成25年度末の基金現在高は、1,800,000,000円で、その内訳は、貸付金1,800,000,000円である。

##### イ 美術品等取得基金

平成25年度末の基金現在高は、2,000,000,000円で、その内訳は、現金686,260,000円、物品1,313,740,000円である。

### 2 審査の結果及び意見

#### (1) 審査の結果

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況調書は、関係諸帳簿、証書類及び金融機関証明書と符合しており、計数は正確なものと認める。

#### (2) 審査の意見

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用については、適正に執行されていると認められる。

## 1 健全化判断比率審査

### (1) 審査の対象

平成25年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

### (2) 審査の手続

健全化判断比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

### (3) 審査の結果及び意見

#### ア 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	平成25年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	- %	8.75 %	15.00 %
実質公債費比率	11.3 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	179.3 %	400.0 %	

#### イ 審査の意見

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

実質公債費比率(3か年平均を比率として用いる)については11.3パーセントであり、前年度(11.2パーセント)と比べ0.1ポイント上昇した。

また、平成25年度の単年度で見ると、前年度の11.1パーセントから11.2パーセントへ0.1ポイント上昇した。

なお、将来負担比率については179.3パーセントであり、前年度(191.9パーセント)と比べ12.6ポイント低下した。

この結果、平成25年度において実質公債費比率は上昇した一方、将来負担比率は低下しているが、



次の点に留意する必要がある。

今後、健全な財政運営を図っていく上で、地方債の償還財源として地方交付税が措置されない退職手当債や建設地方債等の発行抑制に努め、後年度負担に十分配慮し計画的に対応するなど、実質公債費比率及び将来負担比率の抑制に一層努められたい。

## 2 資金不足比率審査

### (1) 審査の対象

平成25年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

### (2) 審査の手続

資金不足比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

### (3) 審査の結果及び意見

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

会計名	平成25年度	経営健全化基準
千葉県特別会計 流域下水道事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 港湾整備事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 工業団地整備事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 土地区画整理事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 上水道事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 造成土地整理事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 土地造成整備事業会計	- %	20.0 %

千葉県特別会計 工業用水道事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 病院事業会計	- %	20.0 %

## 住民監査請求

### 1 住民監査請求の概要

「住民監査請求」は地方自治法第242条に規定されており、その目的は、普通地方公共団体の長等の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民から監査委員に対し、監査を請求する権利を認めることにより、当該普通地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することにある。

また、住民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることもできる。

### 2 監査の結果

平成25年度は4件の請求があり、地方自治法に定められた要件を備えていない請求であった2件を除き、2件について監査を実施した。

件名	結果の概要	備考
暁星国際学園への補助金について措置を求める請求に関する件	一部棄却、一部却下	平成26年 1月29日受付 平成26年 4月 8日公表
南房パラダイス宿泊施設の売買契約について措置を求める請求に関する件	棄却	平成26年 2月19日受付 平成26年 5月 2日公表

### 1 外部監査の概要

外部監査は、平成11年度から導入された制度で、知事が公認会計士や弁護士などの外部の専門知識を有する者と契約を結び、契約に基づき専門的な視点から行われる監査で、包括外部監査と個別外部監査があり、平成25年度は、2に記載の者と包括外部監査契約が締結され、包括外部監査人が選定したテーマについて、監査が行われた。

なお、個別外部監査は行われなかった。

### 2 包括外部監査人

公認会計士 川口 明浩

### 3 包括外部監査のテーマ・監査対象

(1) 監査テーマは、「病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について」とされた。

(2) 監査対象は、病院局を対象として、監査が行われた。

### 4 包括外部監査の結果の公表

包括外部監査の結果は、千葉県報(平成26年4月8日第12907号)に掲載し公表した。

また、千葉県監査委員事務局ホームページに掲載した。

(アドレス:<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>)

【資料】

1 監査委員

区分	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
識見委員	千坂 正志	平成 22 年 4 月 1 日	-	平成22年4月1日から 非常勤  平成24年4月1日から 常勤 代表監査委員
	藤代 政夫	平成 24 年 4 月 1 日	-	非常勤
議選委員	石橋 清孝	平成 25 年 7 月 3 日	平成 26 年 7 月 4 日	非常勤
	湯浅 和子	平成 25 年 7 月 3 日	平成 26 年 7 月 4 日	非常勤
	阿井 伸也	平成 26 年 7 月 5 日	-	非常勤
	堀江 はつ	平成 26 年 7 月 5 日	-	非常勤

## 2 平成25年度監査計画

(平成25年7月30日決定)

### 1 はじめに

不正経理問題からの信頼回復、東日本大震災からの本格的な復興、人口減少・少子高齢化による社会経済情勢の変化に対応した適切な県政運営など、多くの課題が山積する我が県にとって、限られた人材や予算を最大限に活用しつつ、健全な行財政運営を確保することは極めて重要である。

公正不偏で独任制の執行機関たる監査委員が公正で効果的な監査を実施することは、県の健全な行財政運営の実現に資することにほかならず、千葉県監査委員職務執行規程第6条の規定により、平成25年度監査計画を次のとおり定める。

### 2 基本方針及び重点監査事項

#### (1) 基本方針

現下の厳しい財政状況を勘案し、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を上げているかなど、より一層、県民の立場・視点に立った監査を実施方針に基づき実施する。

実施に当たっては、外部監査の結果に留意し、合規性、正確性の視点はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点から積極的に検証を行う。

また、監査結果等の情報を県民に速やかに、かつ、分かりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

#### (2) 重点監査事項

##### ア 適正な経理処理の徹底について

以下に掲げる事項について、経理処理が適正に行われ、かつ徹底されているか監査を行う。

##### (ア) 普通会計

##### a 収入未済について

行政代執行負担金や各種貸付けに係る償還金などの収入未済については、適正な債権管理が講じられているか、また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているかを確認する。

##### b 契約事務等について

委託事業及び物品購入等の契約事務が法令等の趣旨に沿い適正に執行されているか、また、物品の管理が適正に行われているかを確認する。

##### c 公共事業・工事の執行について

公共事業の繰越額の縮減に努めているか、工事の契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算執行が適正に行われているかを確認する。

##### (イ) 公営企業会計

##### a 契約事務等について

委託事業及び物品購入等の契約事務が法令等の趣旨に沿い適正に執行されているか、また、物品の管理が適正に行われているかを確認する。

b 工事の執行について

繰越額の縮減に努めているか、契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算執行が適正に行われているかを確認する。

イ 内部けん制体制について

不正経理問題の教訓を踏まえ、職員のコンプライアンス意識の浸透について検証を行うとともに、適正な事務執行が行われるために、組織としての取組や体制が確立されているかなど、内部けん制体制の機能について監査を行う。

3 実施方針及び実施方法等

(1) 定期監査

ア 平成25年度の県における事務や事業の執行全般を対象として、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点から監査を実施する。

イ 監査を効果的に実施するため、平成25年度は、普通会計及び公営企業会計ともに、重点監査事項に重点を置いて実施する。

ウ 監査対象機関は、平成25年4月1日現在の483機関とし、実地監査又は書面監査の区分は、表1のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

(2) 随時監査

県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(3) 行政監査

県の事務事業の執行について、監査委員が必要と認めるものについて、監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(4) 財政的援助団体等監査

ア 平成24年度の財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施する。

出資法人については、資金管理及び運用並びに物品購入に係る支出事務について適正に行われているかを確認する。また、県等からの受託の状況を把握し、それに基づく再委託契約が適正であるかを確認する。

イ 監査対象団体は、次のとおりとする。

- a 県の出資率が25%以上かつ事業規模1千万円以上の出資法人
- b 県の補助金が3億円以上の私立高等学校
- c 県の補助金が5千万円以上の団体(市町村及び出資法人を除く。)
- d 県の委託料が5千万円以上の指定管理者(市町村及び出資法人を除く。)

なお、監査対象団体数及び監査方法は、表2のとおりとする。

ウ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

#### (5) 例月出納検査

- ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として検査を実施する。
- イ 検査対象は、会計管理者所管の一般会計、19特別会計及び34基金並びに公営企業管理者所管の5特別会計及び1基金とする。
- ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。
- エ 検査は、監査委員全員による実地検査を年1回(12月)及び書面検査を年3回(6月、9月、2月)実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

#### (6) 決算審査

##### ア 普通会計

平成25年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

##### イ 公営企業会計

平成25年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

ウ 対象会計は、例月出納検査と同様とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

エ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

#### (7) 基金運用状況審査

- ア 平成25年度における基金の運用状況について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。
- イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

#### (8) 健全化判断比率等審査

ア 平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかを主眼とし



て審査を実施する。

イ 対象会計は、決算審査と同様とし、決算審査の終了後実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(9) その他の監査等

住民からの請求、議会・長からの要求に基づく監査等については、その都度、実施方法等を定めて実施する。

4 監査結果のフォローアップ

(1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているか把握、確認するとともに、講じた措置については速やかな報告を求める。

(2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

5 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種別		実施時期	報告・公表時期
定期監査	本 庁	普通会計	平成 26 年 8 月
		公営企業会計	平成 26 年 7 月
	出先機関	平成 25 年 9 月～平成 26 年 7 月	平成 26 年 9 月
財政的援助団体等監査		平成 25 年 9 月～平成 26 年 3 月	平成 25 年 12 月、 平成 26 年 2 月・6 月・9 月
決算審査	普通会計	平成 26 年 8 月	平成 26 年 9 月
	公営企業会計	平成 26 年 7 月	
基金運用状況審査		平成 26 年 8 月	平成 26 年 9 月
健全化判断比率等審査		平成 26 年 8 月	平成 26 年 9 月
例月出納検査		毎月 25 日とし、当該日以外に実施する必要がある場合は、月間の監査等計画で定める日	平成 25 年 12 月、 平成 26 年 2 月・6 月・9 月

(注1) 報告は、県議会、知事及び関係委員会等に提出する。

(注2) 決算審査結果は、知事に提出し、知事が決算とともに県議会に提出する。

6 監査結果等の公表

監査結果及び講じた措置等について、県報掲載により公表するとともに、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に積極的に、かつ、わかりやすく情報提供を行う。

## 7 外部監査への対応

外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮するとともに、外部監査人の求めに応じ協力する。  
また、監査結果及び講じた措置の公表を行う。

## 8 監査日程等

監査の具体的な日程、担当する委員等については、月間の監査等計画で定める。

表1 定期監査の対象機関数及び監査方法

区 分		監査対象 機 関 数	監 査 計 画 機 関 数		
			実地監査	書面監査	計
普 通 会 計	本 庁	102	102		102
	出先機関	340	158	182	340
	計	442	260	182	442
公 営 企 業 会 計	本 庁	15	15		15
	出先機関	26	21	5	26
	計	41	36	5	41
合 計	本 庁	117	117		117
	出先機関	366	179	187	366
	計	483	296	187	483

(注1)本庁各課(局・室)の監査は、監査委員全員により実施する。

(注2)出先機関の実地監査は、原則監査委員2名により実施する。

(注3)書面監査は、監査委員全員により実施する。

表2 財政的援助団体等監査の監査対象団体数及び監査方法

区 分	監査対象 団 体 数	監 査 方 法		
		実地監査	書面監査	計
出 資 法 人	35	17	5	22
私立高等学校	29	5	5	10
その他の援助 (補助)団体	20	4	0	4
指定管理者	15	4	0	4
計	99	30	10	40

(注)実地監査は原則委員2名により実施し、書面監査は監査委員全員により実施する。

## 千葉県監査 - 平成25年度版 -

---

平成27年2月発行

千葉県監査委員事務局

所在地：千葉市中央区市場町1 - 1 千葉県庁南庁舎6階

電話：043-223-3727 FAX：043-222-5233

ホームページ：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>